

# 船橋市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成 27 年 10 月 5 日策定

平成 28 年 1 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

## 1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

船橋市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年船橋市条例第 55 号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

## 2. 定義

この基本方針における用語の意義は、番号法及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の例による。

## 3. 特定個人情報等の保護方針

実施機関は、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

### (1) 法令等の遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・番号利用条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程（平成 16 年船橋市訓令第 2 号）
- ・船橋市情報セキュリティ対策基準
- ・船橋市個人情報取扱事務要綱

### (2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集・保管・利用及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、受託者(当該委託を受けた者から当該事務事業の委託を受けた者及び当該事務事業につき順次にされる委託を受けた者を含む。)において、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき船橋市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

4. 問い合わせ先（開示請求・苦情相談等を含む）

総務部 総務法制課 情報公関係 電話 047-436-2062